

人工巣塔を設置する場合の指針(兵庫県内)

2024年4月1日版
兵庫県立コウノトリの郷公園

2005年の野生復帰開始以降、コウノトリの繁殖地は、但馬地域だけではなく県内の他の地域にも次第に拡大している。コウノトリが持続的・安定的に繁殖することを通して、人とコウノトリが共生できる地域社会づくりを県内各地で推進していくためには、「営巣環境」、「採餌環境」、「巣周辺の安全な環境」の整備に取り組んでいくことが欠かせない。実際に、県内各地で人工巣塔が設置される事例は近年増加している。そこで、兵庫県内におけるコウノトリの保護増殖事業をより効果的に進めていくため、以下のとおり、人工巣塔を設置する場合の指針を定める。

(1) コウノトリの繁殖に伴う事故の回避

コウノトリが繁殖する場所として、これまでに、樹上、電柱、送電線鉄塔、携帯電話電波塔、人工巣塔等が記録されている。

このうち、電柱・送電線鉄塔・携帯電話電波塔で繁殖を継続させることは、感電、衝突、落雷等による親鳥または巣立ち後の幼鳥の死傷事故につながる恐れがある。また施設管理の面でも、停電・電線火災・電波障害などの事故や機器のメンテナンスへの影響等により近隣住民等に悪影響が及ぶ可能性も考えられる。このため、電力会社や電話会社により安全対策が施される場合を除いて、事故を未然に防ぐ観点から、これらの場所での繁殖は回避されることが望ましい。

(2) 人工巣塔の設置が検討される状況

一般的に、コウノトリの人工巣塔は以下のような場合に設置が検討される。

- A. 電柱・送電線鉄塔・携帯電話電波塔での繁殖が確認された場合
- B. ある地域において長期間にわたるペアの定着が確認された場合
- C. 人工巣塔での繁殖が確認されている地域において、さらに人工巣塔を増設する場合
- D. 地域活性化や農業振興等のために、コウノトリの飛来・定着を目標とする場合

これらのいずれの場合においても、人工巣塔を設置する場合は、「(3)設置場所の条件」を十分に参照し、巣塔設置者、地域住民、所管の県民局や市町等の関係者間で十分に合意形成が図られることが望ましい。

A. 電柱・送電線鉄塔・携帯電話電波塔で繁殖が確認された場合

電柱・送電線鉄塔・携帯電話電波塔でコウノトリの繁殖行動が確認された場合は、近隣に人工巣塔の設置を検討することが望ましい。一般的には、安全対策が施された電柱・送電線鉄塔・携帯電話電波塔における繁殖が終了した後、翌年までに人工巣塔を設置しておき、翌年に電柱・送電線鉄塔・携帯電話電波塔で巣づくりが確認された後にそれらの巣を継続的に撤去するとともに再営巣を防ぐ措置を施すことで、繁殖場所を電柱・送電線鉄塔・携帯電話電波塔から人工巣塔に誘導できることが多い(注:巣の撤去のためには文化財保護法における現状変更の許可が必要である)。

電柱・送電線鉄塔・携帯電話電波塔での繁殖が確認された地域で人工巣塔を設置する場合は、

「(3)設置場所の条件」のうち①②⑥⑦に配慮することが特に重要である。これらにくわえて、営巣した電柱や携帯電話電波塔からなるべく近い場所(ただし、携帯電話電波塔の場合は、近すぎるとコウノトリに選ばれないことがある)、営巣した電柱・送電線鉄塔・携帯電話電波塔から視認できる場所、当該ペアが行動圏にしている範囲内の場所等を設置場所として選定することが望ましい。

B. ペアの定着が確認された場合

一時的にペアが飛来したり、短期間ペアが滞在したりしただけでは、繁殖につながるとは限らないため、この段階で人工巣塔を設置しても、利用されない可能性が高い。長期間にわたるペアの定着が確認された地域において人工巣塔を設置する場合は、「(3)設置場所の条件」のうち③～⑤についての調査を十分に行うことが特に重要である。

C. 人工巣塔での繁殖が確認されている地域において、さらに人工巣塔を増設する場合

すでに人工巣塔がありコウノトリの繁殖が確認されている地域では、複数のペアによる繁殖集団が形成されることがある。このような場所において、複数本の人工巣塔を設置する場合は、「(3)設置場所の条件」のうち②に配慮することが特に重要である。

D. 地域活性化や農業振興等のために、コウノトリの飛来定着を目標として設置する場合

コウノトリの飛来定着を目標として人工巣塔を設置する場合であっても、「(3)設置場所の条件」を十分に参照することが望ましい。設置時にこれらの条件のうち⑤を満たしていない場合は、設置後に、この条件を満たすように環境改善に取り組んでいくことが望ましい。

(3) 設置場所の条件

2005年の野生復帰開始以降の調査研究により、以下のような科学的根拠が人工巣塔の設置場所の選定にあたっての目安になることが明らかになっている(詳細なデータ等については兵庫県立コウノトリの郷公園にお問い合わせください)。

- ① 特定方向が開けた山際(山林に近く比高が高い場所)をできるだけ選定すること。
- ② 巣塔を複数設置する場合は互いを見通せない位置関係とすること。互いに見通せる場所に巣塔を設置する場合には3～4km以上離すこと。
- ③ なわばり面積である66haの中に水田(湿地)が54ha(未確定値)以上含まれること。
- ④ 54ha(未確定値)以上の水田(湿地)が、巣塔から半径690m(未確定値)エリアに内包されること。
- ⑤ 水田(湿地)における1cm以上の水生動物(貝類を除く)が11.9個体/m²以上であること。
- ⑥ 巣塔から半径320m以内に送電線鉄塔・送電線がないこと。
- ⑦ 高所作業車の設置と足環装着・検体採取の作業には、幅3.5m、長さ24mのスペースが必要である。

※人工巣塔は、高さ12.5m程度、巣皿の大きさ1.6m程度(高所作業車で設置作業や足環装着作業が可能な高さとする)。

(4) 設置後の管理

これまでに、県民局、市町、企業、住民団体、NGO・NPO、個人など様々な事業主体により人工巣塔が設置されている。長期的には経年劣化や災害等による損傷や倒壊の可能性も考えられることから、人工巣塔を設置する場合は、設置後の管理者を明確にしておく必要がある。

(5) 繁殖が確認された場合の対応

ア. 情報共有

設置した人工巣塔で繁殖行動(オスメス 2羽での飛来やねぐら入り、交尾行動、枝を運び入れる行動等)が観察された場合は、すみやかに所管の市町の担当部署と情報共有すること(兵庫県立コウノトリの郷公園にもご一報ください)。

イ. 標識(足環装着)

人工巣塔で繁殖した場合には、当面の間、個体群管理のために標識(足環装着)が必要となる。コウノトリは国の特別天然記念物に指定されているため、足環装着作業は兵庫県立コウノトリの郷公園および所管の市町が中心となって行うこととなる。足環装着作業を行う場合は高所作業車代などの費用が必要になるため、人工巣塔を設置する場合は、あらかじめ所管の市町と情報を共有しておくこと。

ウ. 個体群管理

コウノトリの絶滅の原因のひとつとして、近親交配による遺伝的劣化が影響を及ぼした可能性が指摘されている。近親婚(親子婚、兄妹婚、姉弟婚)ペアによる繁殖の継続は、コウノトリの国内の個体群全体に悪影響を及ぼす可能性が否定できない。このため、国内の個体数がある程度増加するまでの間は、このようなペアによる繁殖の兆候が確認された場合には、営巣の阻止、卵の擬卵への交換などの対策が必要となる。人工巣塔を設置する際には、このような対策が取られる可能性があることも考慮しておくこと。

エ. 見学者や観察者への対応

コウノトリが繁殖した場合には、当該地区だけではなく、当該市町の内外、兵庫県の内外から多くの見学者や観察者が訪れることがある。このような見学者や観察者と地域住民との間で軋轢が生じないように、人工巣塔を住宅、学校、農地等の近くに設置する場合は、見学者や観察者の管理がしやすい場所を選定したり、繁殖後に管理者が見回りを行ったりするなどの配慮が必要である。